

# ASK ニュース

Vol.0238

2017年2月6日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 出生時両立支援助成金

### はじめに

出生率が低迷している昨今、育児休業の取得促進について対策が施されています。男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りを行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた場合に支給される助成金があります。

今回はその助成金である、両立支援等助成金の中の出生時両立支援助成金を紹介します。

### 男性の育児休業の取得状況

厚生労働省の調査によると、平成27年度に育児休業を取得した男性の取得率は2.65%（前年度2.30%）となり、平成8年の調査開始より過去最高となりました。しかし、政府目標の2020年に13%には程遠い数字になっています。

男性の育児休業の取得を阻む要因としては、男性が取得する事への抵抗感及び職場の雰囲気が大きく影響しているといえるでしょう。

### 出生時両立支援助成金とは

男性が育児休業を取得しやすい雰囲気を作るには、会社の取り組みが必要となります。

出生時両立支援助成金は、男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりを実施した後、一定の要件に該当した男性労働者に育児休業を取得させた事業主に1人目は30万円（中小企業は60万

円）、翌年度以降は育児休業取得者がいる場合に15万円が支給されます。

### 主な受給要件

まずは、男性労働者が育児休業を取得しやすいように、資料等を使って周知をします。その際、重要になるのは、男女共通の育児休業を取得する際の手続方法を就業規則等に規程する事です。さらに男性が取得した場合を想定して、業務の引継等、実務上の対策も必要となります。

助成金を受給する為の育児休業については、子供の出生後8週間以内に育児休業を開始し、連続14日以上（中小企業は5日以上）取得する必要があります。この日数の中には、会社の休日が含まれていても対象になりますが、有給休暇を使うと対象にはなりません。

支給申請期間は連続14日以上（中小企業は5日以上）を経過した日の翌日から2ヶ月以内となります。

### おわりに

自社の男性従業員が子育てに積極的に参加できるようにすれば、仕事へのモチベーションの向上等、プラスの作用が働くと思います。

助成金の申請については、上記以外にも細かい支給要件がある為、興味がありましたらASKにご相談ください。